



第2回WGにおける論点



1. 第2回WGにおける論点

- 支援証明書の運用を試行的に開始するにあたり検討すべき事項は、前回までの第1回WGと、本日のWGの資料 1・2 にて整理・確認を行った。
- 本日のWGでは、前回WGの議論で挙げられた課題に対する整理と、主に支援証明書が発行された後の運用について、以下 3 つの論点についてご意見をいただきたい。

第2回WGの論点

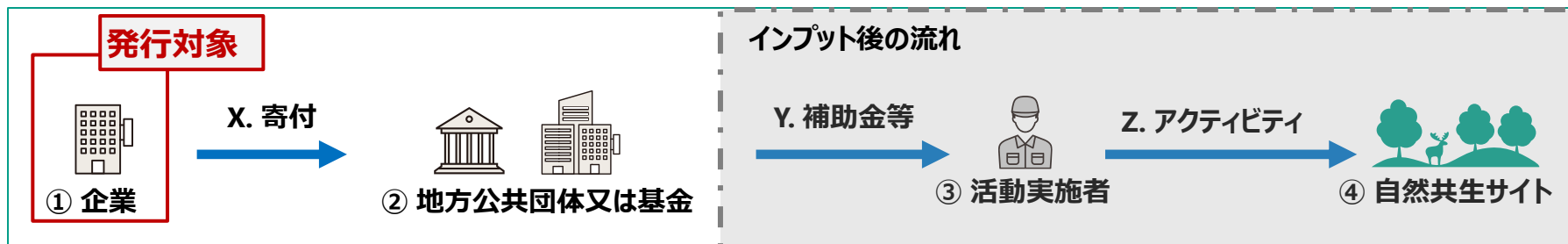
1 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

2 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて

3 支援証明書の有効期間及び更新・失効の考え方について

2. 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

- **【パターン2. 間接的な支援】**について、より多くの支援を促進する観点で、寄付者（企業等を想定）に対しても、基本的に発行対象とすることとしたい。
- 以下のとおり、発行の前提となる考えや発行条件、懸念点等を整理した。この取扱いについてご意見をいただきたい。



発行の前提となる考え

- ✓ インプット～アクティビティの資金の流れを証明できる
- ✓ 1つのインプットに対して二重に証明書を発行しない
- ✓ 支援証明書の移転・分割を認めるものではない
- ✓ 発行した証明書の活用について基本的に制限はしない

発行条件（審査時に確認するポイント）

特定の自然共生サイト又は活動計画に対する寄付である旨の確認ができること（⇒ ア 及び イ を満たす）

ア. 寄付の仕組み	■ 寄付者：寄付時点で寄付金の使途を自然共生サイトの活動に限定する ■ 経由者：寄付募集時点で寄付金を自然共生サイトの活動に紐づける仕組みを準備する ※ 寄付募集時点で支援先の自然共生サイトが特定されていると、そのサイトに対する明確な支援理由をもった支援者（企業等）を募りやすく、また、寄付時点で証明書を発行することが可能と想定される
イ. 資金の流れ	経由者がその寄付を受け取ったこと、そこから自然共生サイトの活動に支出し、活動に活用された/される確認ができること

2. 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

想定される主な懸念点

- ① 直接的な支援が少なくなる
 - ➡ 企業と活動実施者の直接の繋がりが弱くなる
- ② 税額控除を目的とした寄付に偏る
 - ➡ 人的支援や物的支援と比較して金銭的支援の方がメリットがあると捉えられる
- ③ 地方公共団体の負担が増大する

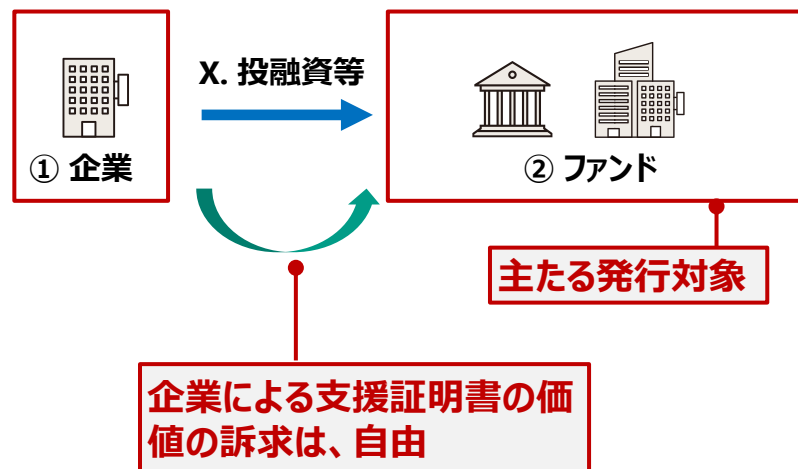


- ✓ 直接的な繋がりを持たない活動実施者に対しても支援する機会を持つことができ、地方公共団体を経由することで、信頼性のある支援のオプションを増やすことができる。
- ✓ 昨年度の支援マッチング試行においては、支援側から提供可能な支援として人的・技術的支援が多く、比較的金銭的支援が少なかった。他方、**被支援側が提供を受けたい支援としては金銭的支援が最も多く挙げられており**、こうしたニーズへの対応となることも期待できる。
- ✓ 【パターン2. 間接的な支援】について、内閣府や地方公共団体等に別途ヒアリング予定。

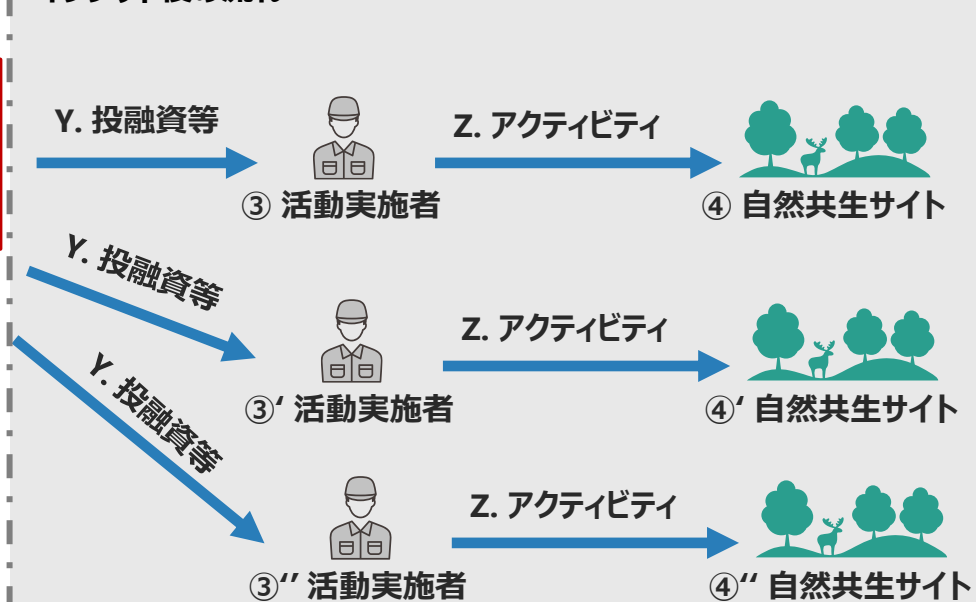
【参考】トラッキングが困難なファンド等を経由した支援の発行対象について

- 支援者にとって、自らの支援がどの自然共生サイトに対して貢献したかトラッキングが困難なファンド等を経由して支援する場合について、発行対象を以下の通り整理した。
- 「自然共生サイトに投融資する」として企業から資金を募るファンドを想定した場合、前頁と同様の条件を満たす場合は、①の企業に対して発行可能。具体的には、②から③への投融資後に、その資金が活動に活用されたことが確認できた場合は、①に対しても、証明書を発行することができる。
- ただし、①から②へ投融資等を行った時点では、通常、①の企業は資金のトラッキングが困難であり、インプット～アクティビティの資金の流れを証明できないため、発行対象は主に②のファンドとなると想定される。その場合、①が自社のTNFDレポート等で支援内容への貢献をアピールする場合等に①が②の支援証明書の価値を訴求することについては、自由とする。（別途、本業との関連を示す等）

【「ファンド」などを経由した支援】



インプット後の流れ



3. 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて

- 支援証明書を投資家に向けた情報開示等に活用する場合のポイントをまとめ、記載要領に含めるほか、試行版を開始する際等にアピールポイントとして活用したいと考えている。追加すべき内容等が他にあればご意見をいただきたい。
- なお、TNFD等への活用を目的としていない支援など、支援証明書制度を活用しない場合でもその支援の意義が示されるよう、併せて感謝状フォーマット作成や環境省表彰制度の紹介等を検討。

TNFD等の情報開示に活用する場合のポイント

No.	記載内容
1	支援内容が、自社の事業・バリューチェーンに対してどのような影響（機会創出・リスク軽減等）があるのかを、支援証明書の特記事項欄、自社のHP、TNFDレポート内等を通じて説明することが望ましい。
2	TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、 このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、支援証明書をTNFDの根拠として効果的に用いることができる可能性がある。
3	生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、 GBFターゲット等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要。 一方で、支援によるアウトカムとGBFターゲットとの関連性を無理に繋げてしまうと、本当に貢献しているターゲットへの影響が見えなくなってしまうため、注意が必要。
4	TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、そうした視点からのストーリー作りや支援証明書の記載内容の検討が必要。
5	レピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について適切に把握しておくことが望ましい。 支援先と綿密なコミュニケーションを取ることが必要。

以上の点に留意し、
支援実施・
支援証明書を作成

- ✓ TNFDレポート内や自社HP等のIR情報として、支援証明書（国の証明）を用いて、支援と事業内容の関連性を説明



**支援した事実を証明するだけでなく、
投資家に向けた有効なアピールとして期待される**

- これまでの議論を踏まえ、支援証明書のTNFD等の情報開示への活用に関して、以下のポイントを整理。
- 支援証明書の作成及び活用に係るルール（ポイント）については作成要領等の形でまとめることを想定。
※詳細の内容はインセンティブ検討会及びWGの議事結果や次年度の試行運用状況も踏まえ整理していく。

【記載内容の例】

① 事業活動による自然への負の影響を減らすことが肝要

TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、そうした視点からのストーリー作りや支援証明書の記載内容の検討が必要。

② 負の影響低減に取り組むに当たっては、優先的に取り組むべき地域を定めることが効果的

TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、支援証明書を自然関連情報開示の根拠として効果的に用いることができる可能性がある。

③ 国際的な視点からの環境保全に係る取組等の評価

生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、GBFターゲット等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要。

- ネイチャーポジティブ及びそれに資するネイチャーポジティブ経済の実現のためには、事業活動による自然への負の影響を減らすことが肝要。すなわち開発行為等における「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方が、それ以外の事業活動についても採られることが必要である。
- TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、上述の考え方と整合している。
- そうした財務情報開示における「自然共生サイト」の位置づけとしては、現状、直接的には、同サイトが機会創出に資するケース（自社内のサイトでの保全技術を他者に提供できるケース、サイト保全活動を通じた顧客獲得等）が主となる見込み。
- 一方で、自社の事業活動による自然への負の影響の低減に関する分析・構想が伴わない開示の場合、TNFDに沿っていない（自然への依存・影響が減っておらずリスク回避になっていない）と投資家から見なされたり、NGO等からグリーンウォッシュとして批判される恐れがある。
- 「自然共生サイト」がネイチャーポジティブ経済の実現に効果を発揮するためには、最終的にそれらがどう自社の事業活動による負の影響の低減に資するのか、ひいては自社が影響を及ぼし得る主体による活動による負の提供の低減に資するのか、といった観点からの分析が必要である。
- 本WGでは、そうした観点からもストーリー作り、支援証明書の記載事項作りにご助言賜りたい。

TNFDにおけるリスク・機会の考え方

「リスクと機会への対応において、自然への負の影響を回避又は最小化する事業活動は、修復努力の追求や、再建又は補償措置による既存の損害の緩和よりも優先されるべきである。」

（TNFD最終提言より、環境省仮訳）

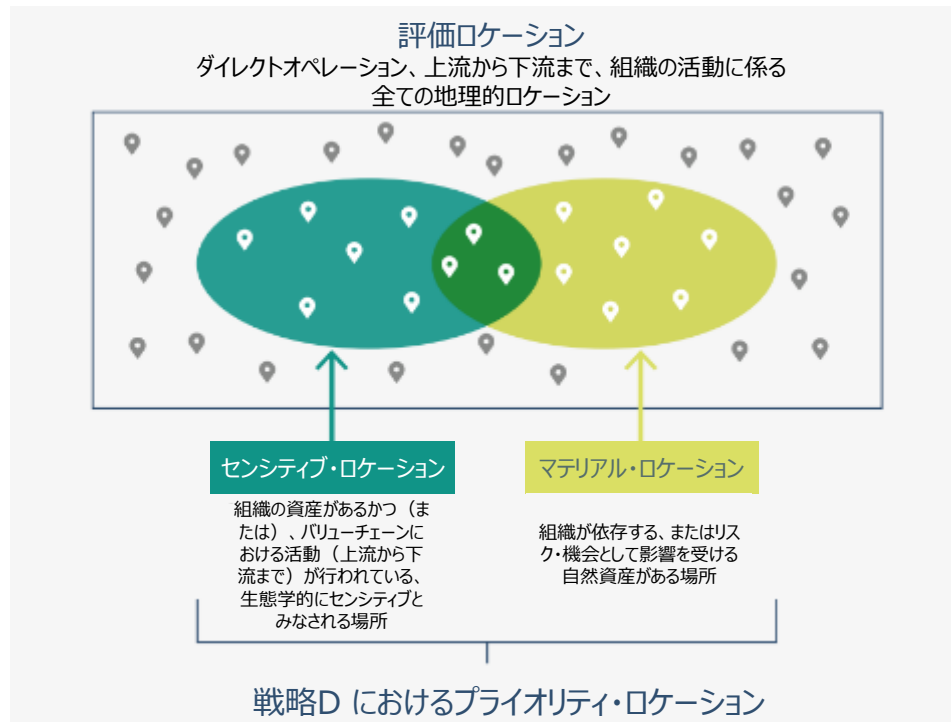
SBTNの行動枠組み（AR3T） / Mitigation Hierarchy



出典：SBTN(2023) Step4. Act

- 事業活動による負の影響低減に取り組むに当たっては、優先的に取り組むべき地域を定めることが効果的である。
- TNFDでは事業との関連性において評価する場所を「プライオリティ・ロケーション」としており、このプライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、支援証明書を自然関連情報開示の根拠として効果的に用いやすい。
- 「プライオリティ・ロケーション」は、上流のみならず下流もあり得、例えば卸売先、顧客等の活動場所をプライオリティ・ロケーションと位置づけ、彼らの自然への依存・影響を分析し、その低減等に取り組むことも考えられる。

プライオリティ・ロケーションの考え方



出典：Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures
September 2023 を事務局で翻訳

4. 支援証明書の有効期間、更新・失効の考え方について

- これまでの議論を総括すると以下のとおり。

支援証明書

- ✓ 支援証明書は、認定された自然共生サイト/活動計画に対してその価値の維持・向上に繋がる支援をしたことを証明する
- ✓ その証明方法として、申請時点での「インプットの事実」「アクティビティに活用された/されることの事実」「これらが活動計画に沿うこと（＝将来的にアウトプット・アウトカムにつながる）」を確認する
- ✓ ロジックモデルは、実施された支援が、認定された自然共生サイト/活動計画の価値の維持・向上、ひいては国際目標への貢献や自社のインパクト改善等に繋がるものであることをロジックで示すもの（必要に応じて特記事項で補完）

- これらを踏まえると、支援証明書は「申請時点での支援」を証明する性質のものとして、有効期間は設定しないことが妥当と考える。これに伴い、更新・失効として取り扱うことは想定しない。
- また、支援証明書制度はTNFD等への活用を含めて設計を行っているが、実態として、CSR的観点からの支援者からも、その支援事実の証明のためだけに申請されることも見込まれる。より多くの支援を促進するためには、そうした支援に対して必要以上の負荷を課さないよう配慮が必要。
- そのため、支援を実施した後のモニタリングについては、支援者の支援目的や支援証明書の活用目的等に応じて、両者の合意可能な形で、覚書に位置付けることが望ましい。

※ 例えば、TNFD等に活用する場合、支援を用いた活動が、事業による負荷の低減や機会の創出につながるかを確認するため、活動状況やその成果の確認を行うことが必要になる。
また、融資・投資として支援を行う場合にも、その支援を用いて適切に活動が行われているか把握することが一般的である。

- この取扱いについてご意見をいただきたい。

(参考) 次回第3回WGの議題について

- 次回（第3回WG）は、9月より開始する支援証明書（試行版）発行の受付状況の報告および、本格運用に向けた検討課題が議題となる予定である。
- その前に第1回検討会が開催されるが、その場では第1回・第2回WGでの議論のサマリを報告させていただく。

マイルストーン	検討会・WGの議題（案）
6/24 第1回WG (月) 支援証明書（試行版）の検討	・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の内容検討
8/5 第2回WG (月) 支援証明書（試行版）の仮確定	・ 支援証明書の内容の仮確定 ・ 支援証明書発行後の運用に関する検討
9/2 第1回検討会 (月) 試行運用の実施方針・事項の説明	・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の試行運用に関する意見聴取
9月 支援証明書試行運用の開始（支援証明書（試行版）の発行申請受付開始） / 参加希望者向けオンライン説明会 マッチングページの公開（被支援者の応募開始） / マッチングイベントの周知	
11月 第3回WG 途中結果報告	・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
12月 第2回検討会 途中結果報告	・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 第3回WGまでの検討状況の報告
1月 支援証明書（試行版）発行申請締切	
2月 第4回WG 発行可否の判断に関する意見聴取 本運用に向けた検討	・ 支援証明書（試行版）発行の判断に関する意見聴取 ・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の整理 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
3月 第3回検討会 本運用に向けた検討	・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に係る実施方針の報告、意見聴取
支援証明書（試行版）の発行	